

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 職場と労働法 (6) 労働時間の原則と多様な使い方を考える①

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

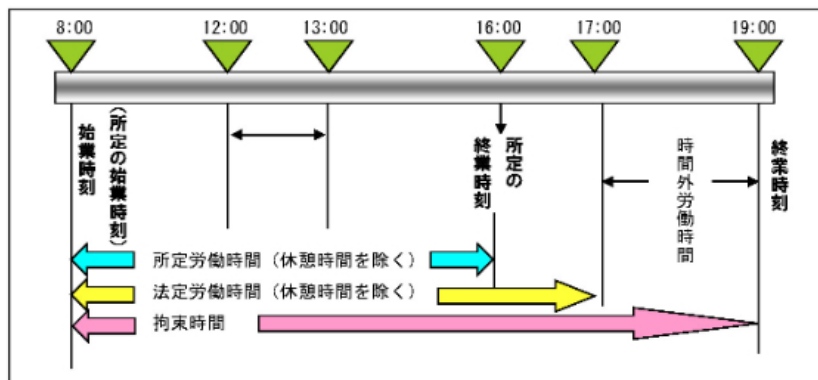
### 職場と労働法 (6) 労働時間の原則と多様な使い方を考える①

(クリックするとPDFファイルが開きます)

## 労働時間の原則と多様な使い方を考える

### 労働時間の原則と多様な使い方 ①

- 労働時間の原則** → 一週 40 時間、一日 8 時間。  
**時間外労働時間** → 一週 15 時間、一ヶ月 45 時間、年間 360 時間。
- 時間外労働の限度** → 時間外労働は、その限度が決まられています。  
 また、「三六協定」がなければ時間外労働はできません。



一般		変形労働	
期間	限度時間	期間	限度時間
1 週間	15 時間	1 週間	14 時間
2 週間	27 時間	2 週間	25 時間
4 週間	43 時間	4 週間	40 時間
一ヶ月	45 時間	一ヶ月	42 時間
二ヶ月	81 時間	二ヶ月	75 時間
三ヶ月	120 時間	三ヶ月	110 時間
1 年間	360 時間	1 年間	320 時間

#### 限度時間対象外業務

1. 工作物の建設等の事業。
  2. 自動車の運転業務。
  3. 新技術、新商品等の研究開発業務。
  4. 季節的要因等により事業活動、業務量の変動が著しい事業・業務又は公益上の必要により集中的作業が必要な業務(1年間の限度時間は適用)
- 電気事業における発電用原子炉およびその附属設備の定期検査ならびにそれに伴う電気工作物の工事に関する業務。

※業務区分の細分化が必要：労働時間を延長する必要がある業種の種類について定めるにあたっては、区分を細分化することにより当該必要のある業務の範囲を明確にしなければならない。

3. 労働時間の制限規定は雇用機会均等法・育児介護休業法、労働安全衛生法等にもあります。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION CONFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.